



## 崇禎年間の焼荒

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-05-17 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 櫻井, 俊郎 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00004424">https://doi.org/10.24729/00004424</a>

## 崇禎年間の焼荒

### はじめに

崇禎五年（一六三二）、明朝北辺では勢力図が大きく塗り替わりつつあった<sup>1</sup>。ホンタイジ率いる建州女直の軍はこの年、察哈爾部の林丹汗<sup>リンタン</sup>に対し、大規模な攻勢に出た。五月、建州女直は帰化城（フフホト）に迫り、順義王ト失兔の子・俄木布らが投降する。ホンタイジは勢いに乗じ、宣府・大同方面に軍を進めて周辺を抄掠した。この出来事をきっかけに、察哈爾部の本体は西走し、明朝から下賜されていた順義王の印信も建州女直に持ち去られてしまったという。それは、当地における明朝のプレゼンスが失われたことを示す、まさに象徴的な出来事であった。そしてその後、明軍が遼東方面でも建州女直に対し敗北を重ねたことは、周知のとおりである。

明末北辺の情勢に関連しては、論者にも既発表の小文がある<sup>2</sup>。そこでは、崇禎十四年から十五年にかけて、大同右衛近辺の辺墩を

### 櫻井俊郎

舞台とした明の将卒とモンゴル諸部とのやりとりを紹介した。依拠した史料は現場の将官らの手になる档案類であり、あくまでも一つの事例に過ぎない。そうした制約はあるものの、明軍による長城外偵察行動、モンゴル諸部に対するスタンス、入手した北辺情報を中心（北京）へ伝達する様子等、現地を生々しい雰囲気、些かなりとも描写し得たのではないかと思う。明軍の現地将領たちは、恩賞を引き出すための交渉に墩堡までやってきたに過ぎない少数のモンゴル部衆の言動にもいちいち疑心暗鬼を生じ、ピリピリした緊張感を漂わせていた。さらに、モンゴル諸部の動向に対し極度に神経を尖らせ、しばしば長城外に斥候を出しては胡族騎馬の移動情報を探り、数騎単位に到るまで詳細に中央へ報告してもいた。察哈爾部の西走から既に十年ほど経過した時期、建州女直は以前にも増して優位に立ち、相対的に明の影響力が低下していた状況を念頭に置き、そうした雰囲気を感じ取られるのも当然かもしれない。

本稿で取り上げる「焼荒」は、旧稿の執筆準備中に、読んでいた史料内で目にした語である。当時はぴったりくる語義に行き当たらずにぬま、立論と直接関係しないこともあって、特に内容の吟味もせずにおいた。その後、関連檔案を読み進める過程で本稿後掲の史料に行き当たり、それが北辺に駐留する防衛部隊を動員した、相当規模の軍事行為であることが了解できた。以下、建州女直の影響力が強まりゆく時代状況の中、長城北辺で挙行された「焼荒」について紹介したいと思う。

## 一、宣大総督張福臻の塘報、崇禎十四年五月

最初に、崇禎十四年五月の檔案「史料Ⅰ」を見てみたい。これは、朝庫児一派が大同右衛管轄の長城辺外にやってきて、明の将官らと交渉を行なう、まさにその端緒となる出来事を報告した檔案である。上述したとおり、交渉それ自体は拙稿二〇〇七で詳細に検討したので、ここでは細かい内容に立ち入らないことにし、大まかな話の筋だけを示して檔案の全体構成を確認することにした。なお、以下の段落で用いる丸数字は、後掲「史料Ⅰ」に付したものと符合させてある。なお、「史料Ⅱ」・「史料Ⅲ」の数字・記号も同様である。

朝庫児が卜夷二名を連れ、封賞を求める交渉にやってきていると

の報①が、熟夷より哨丁安進才らにもたらされた。安進才らは、夷狄が辺外三十里の所に集結していることを偵察して確認し、稟文②にて把総周希哲に報告した。情報は周希哲から殺胡堡守備張成功へ③、張成功から稟文④にて大同右衛路參將代行の王之棟へ、更に王之棟から塘報⑤にて大同巡撫劉夢桂へと転送される。劉夢桂は、更に関連情報を付け加えた塘報⑥を宣大総督張福臻に発出して、対処方針の指示を仰ぐ。張福臻は咨文により劉夢桂に指示を与えると同時に、兵部尚書陳新甲に塘報⑦を發して中央に情報を届ける。これが最終的に陳新甲の題本⑧にそっくりそのまま引用され、崇禎帝に上奏された。

以上の経緯を見ても明らかのように、本檔案は「兵部題稿」とタイトルされているものの、実質的には兵部宛てに送られてきた宣大総督張福臻の塘報⑦そのものである。言ってみれば、兵部は現地からの塘報を題本⑧の形で朝廷に取り次いだに過ぎない。

ここに登場する朝庫児は、旧稿に示したように、崇禎十四・十五年度、豊州灘周辺で有力だったモンゴル系集団の頭目と見られる。彼が随帯していた二名の小官は卜夷（ボコクト）と自称する者達であった（塘報⑥）。劉夢桂は「さきに明旨を奉じて賞賚を毎年支給するようになって三年、以来「焼荒」の時にあっても辺約に照らして欠かさずに全給してきた」（波線部）と説き、明側は以前の

約束を守り続けていると主張する。かくして朝庫児の封貢・賞賚要求は理不尽なものとされた。

かたや、朝庫児は殺胡堡（殺虎堡）での交渉に臨むに際し、卜夷と行動を共にする必要があった。なぜならば、卜失兎は、俺答とその子黄台吉のあとを承け、順義王に封じられた人物だったからである。順義王の系譜に属する者からの要求であればこそ、明との互市・封貢を認めてもらう正当性を有したのである。朝庫児の狙いは、そこにあった。

巡撫劉夢桂は、大同方面の辺防を預かる総責任者である。朝庫児らが辺外三十里の場所に多数の人馬を伴って駐牧しているという目下の事態にどう対処すべきか、早急に宣大総督に伺いを立ててねばならなかった（塘報⑥）。明側と朝庫児、何れの主張に理があるのかはわからない。ただ、「機に乗じて扶講せしもの」、「帯領せる兵馬は衆多にして、忽として三十里の外に到れる」といった文言の端々に、朝庫児に対する明側の不信・警戒の念が滲み出ていよう。張福臻（塘報⑦）も、「只だ宜しく卑辞もて求むべきなるに、豈に兵を領して要挾すべけんや」と、朝庫児の姿勢を訝しむ言葉を用いて、兵部に報告を上げている。

さて、本稿で注目したいのは、劉夢桂の塘報⑥中に見える、「焼荒」の語である（「史料Ⅰ」中の枠囲み）。『漢語大詞典』によれば、

語義は「開墾時に野草を焼き払うこと」等とある。本史料中の用語解釈としては、どうもしっくりこない。旧稿でひとまず解釈を保留したゆえんである。

## 二、宣府巡撫陳新甲の奏本、崇禎七年十一月

崇禎七年（一六三八）十一月、宣府鎮管轄下、北京西北方の長城地帯。張家口堡から嘗峪口堡にかけての辺外にて、ある軍事行動が挙行された。「焼荒」である。その終了後、動員された兵数、作戦行動の距離面積、得られた柴木の数量など、様子をつぶさに報告する冊子が宣府巡撫によって直ちに作成され、皇帝に上奏された。報告は前線から直接皇帝に送られており、兵部を経由していない。恐らく、同年八月に宣府に対し直に下された勅諭を承けての行動だったからだと考えられる。兵部へはその後、「兵部知道」との帝旨に沿って十二月十五日に報告書が転送され、兵科で写しが取られる形で情報が届けられている。

さて、この度の「焼荒」の報告冊子を送付する際に添えられた宣府巡撫の上奏文が、「史料Ⅱ」である。旧稿中にも説いた如く、当時の公文書は先行文書を重層的に引用し、入れ子式構成をとることが普通であったため、このままでは文章各部分の書き手（報告者）

が誰であるか、少々解りづらい。そこで、この奏本を構成文書別に腑分けすると、次のようになる。

- ・①兵部「題本」 m②兵部「咨」 m③宣大総督「咨」（先に…）
- ・④崇禎帝「勅諭」（八月四日申時）
- ・③・④ ↓⑤宣府巡撫陳新甲「行文」 ↓（沿辺の各路副参遊守等）
- ・⑥兵科抄出の監視王坤「題本」（兵部職方清吏司「案呈」）  
↓⑦崇禎帝「聖旨」
- ・⑥・⑦ m⑧兵部「咨」（九月十六日） ↓⑨宣府巡撫「飛檄」  
↓（沿辺の将備守操等）
- ・⑩宣府巡撫陳新甲「行文」  
↓（沿辺の将領）…精健<sup>しやうけん</sup>丁夜<sup>ていや</sup>による「焼荒」実施（冬初）
- ・⑪監視王坤「手本」  
↓宣府巡撫陳新甲…「焼荒」実施（十一月十八〜十九日）
- ・⑫沿邊上下・西北・中東路副参王濬等の呈報 ↓宣府巡撫陳新甲  
・⑪〜⑫ m⑬宣府巡撫陳新甲「奏本」（十一月〜十二月）  
↓⑭崇禎帝「聖旨」（十二月某日）

陳新甲の奏本⑬によると、この経緯は次のようなものであった。

八月四日、申の刻のこと、陳新甲のもとへ、崇禎帝の勅諭④が届

けられた。それは、「秋も深まった今、偵察を円滑に行うために「焼荒」を行うべし」との指示であった。ここに言う「焼荒」とは、どのような行動なのか。崇禎帝は言う。

はじめに有能な工作員を出して現地の下調べを行なった上で、副将・参将・遊撃・守備に率いさせた部隊を布陣して、偵察しつつ境外に進む。部隊によって二〜三百里、或いは四〜五百里ほど進みながら、途上の野草・林木を焼き払う。そうすることによって、敵対部族の騎馬が駐牧できなくなり、また開けた眺望により明側の監視・防衛がしやすくなる。しかし、「計画が甘く思慮も浅い」・「規律が緩んでいる」・「途中で巻狩りなどをして私利を求める」・「一箇所に長く逗留して期を失し、敵兵に遭遇した時に適切に対応できない」・「敵の下つ端連中を殺すだけで（四文字不詳）時機を誤る」・「危険を忌避し、近場でいい加減に焼き払うだけで成否も見ずに引き上げる」等の事例があれば、軽々に許すことは決してない。「焼荒」終了後は、加わった官軍の姓名・焼き払った場所の里数を帳簿に記録して上奏し、証拠とせよ。

これに先立ち、宣大総督<sup>7</sup>の咨文③を通じて、既に兵部からの関連指示（咨文②）が陳新甲のもとへ届いていた。兵部題本①の内容

を関係各方面に伝えるものである。崇禎帝の勅諭④が下されたのも、この流れに沿ったものであろう。

宣府・大同・山西方面では、秋が深まるのを待って、沿辺各路の副将・参将・遊撃・守備らに辺防部隊を率いさせて柴木草束を採取し、馬の飼料や焼造の燃料に備蓄すべきであります。その終了後に動員部隊の人数・焼き払った場所の遠近里数・採取した草木の束数などを帳簿に記録して上奏させましょう。

周辺の見通しをよくするために林や草原を焼き払うだけでなく、かいばや燃料を確保する目的もあったことがここに見える。陳新甲は兵部の意向を承け、直ちに沿辺各路に宛てて行文⑤を通送したのであった。<sup>8)</sup>

九月十六日、陳新甲のもとへ、再び兵部からの咨文⑧が届く。ここでは、兵科で抄出された監視宣鎮太監王坤の題本⑥（形式としては、兵部職方清吏司の案呈）に附された、崇禎帝の聖旨⑦を引用した文書である。帝の指示に言う。

插漢部（察哈爾部の一部）の騎馬兵・歩兵が結集しており、必ずや不軌を謀らんと窺っているのであろう。偵察・防備体制を一層厳

重にし、銳意、剿除に奮闘せよ。

宣府巡撫陳新甲の前任者（該前撫臣）がこれを准けたとある。八月に巡撫職を離任して間もない焦源清がまだ現地に留まっており、受領したものであろうか。

陳新甲はこの咨文⑧を承け、季節がちょうど冬初にあたっており、さきの勅諭④にあった「焼荒」を挙行すべきであると考えた。沿辺各路の副将・参将・遊撃・守備らに檄⑨を発して聖旨⑦の内容を周知するとともに、有能な工作員を選抜して火鏟（鉄製の火打ち具）を携帯させ、遠く長城口外二―三百里あたりまで情況を探らせつつ、茂った草木に火を放たせたのであった。陳新甲の文言を読む限り、この度の焼荒は「務めて盡絶を期し」と言う。しかし、実際には選ばれた「精健丁夜」<sup>10)</sup> のみによる、規模の小さなものであったと考えられる。

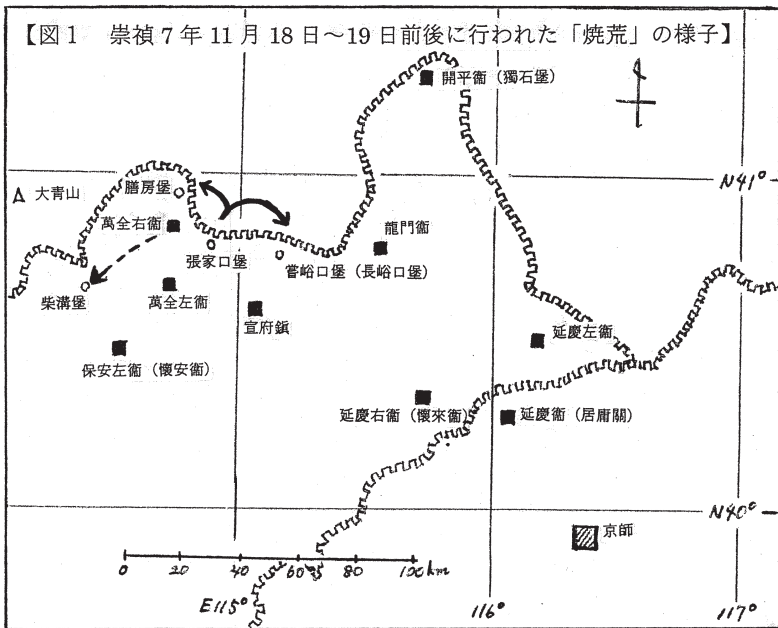
冬が深まる中（十一月）、「焼荒」が未だ盡されていない恐れありとして、陳新甲は宣鎮監視太監の王坤・分巡道・分守道らと合同で沿辺の将領に行文⑨し、「乖覚通夜」<sup>11)</sup> を選抜して偵察に出発させ、十八日を期して官兵を一斉に出口させ、大規模な「焼荒」を行なうこととした。改めて、「務めて野草林木を將つて焚焼盡絶」を期せうという訳である。そんなおり、巡撫衙門へ監視太監王坤の手本⑪

が届けられた。各路の官兵を監督する王大純その他、陳新甲と協力して部隊を統率する内中軍の武俊その他、等々の指揮系統も固まった。

十一月十八日、本隊は張家口堡を出て辺外へ進んだ。監視太監王坤は極衝に駐劄し、萬全右衛の臣は西路を經由して柴溝堡に駐劄した。そこから官兵を率いた副総兵張懋功らを分發して、西のかた膳房辺外まで進ませ、また鎮臣は東北方向に進ませて、「焼荒」を奉行した。一通り焼焼・採取が終了した十九日、各部隊は嘗哈口堡から戻った。以上の様子を、地図上に記したのが【図1】である。

事後、各副將・參將らより焼荒の具体的な状況報告が寄せられた。呈報⑫がそれである。命令に従って一斉に出口し、隊列を組んで偵察しつつ焼焼をすすめ、採取した柴草を四散させて火を放ち、沿路を尽く焼き払ってから一斉に戻ったという経過、動員された官兵の職名・兵馬の数、焼き払った場所の遠近里数、及び採取した柴木草束の数量などが、その中に記されていた。

最後に、陳新甲は鎮守宣府総兵官の張全昌と合議のもと総括を行い、奏本⑬を締めくくっている。曰く、各路の官兵を動員して辺外の草木を除去したことで、夷虜の駐牧を不可能にし、敵がこちらを窺い視るチャンスをつぶすと同時に、明軍の偵察活動に利するものもなったこと。曰く、採取した柴木草束は各路の城堡に貯蔵して



おり、軍馬の飼料や燃料に資するものであること。曰く、よつて今回の焼荒は、辺防に大いに裨益するものとなったこと。

各方面からの呈報<sup>⑫</sup>に基づいて作成されたに違いない「簡明なる

文冊」も、この時に一緒に添付されて上奏<sup>⑬</sup>が行われたはずだが、残念ながら今、それは伝わっていない。崇禎帝の聖旨<sup>⑭</sup>はひと言、「兵部知道」というものであった。

この奏本に描写された内容から、焼荒が次のような軍事行動であったことが知られよう。

・草木が枯れた旧暦の秋～冬に行われた。

・火を放ち、視界の邪魔になる木々雑草を焼き払って、眺望を良くすることが目的である。丘陵上など高所から眺望を得て北辺の警戒を行う明兵にとつては、偵察行為が容易になる。また、茂みに潜んで隙を窺う建州女直や、彼らに服しているモンゴル部族にとつては、身を隠すことが難しくなる。

二次的な目的として、採取した柴木草束は、各城堡に持って帰り、軍馬の飼料用、焼造の燃料用に備蓄される。

・先行して工作員が派遣され、調査が行われた後、官兵を主体とする部隊を動員して、焼却・採柴作業が行われた。

・信賞必罰の公平性のために、(一) 焼荒に奮励し功績のあった官

兵の姓名職名、(二) 集められた柴木草束の数量、(三) 行動の遠近距離、を文冊にまとめて上奏し、賞罰の証拠とした。

### 三、鎮守総兵官董繼舒の手中、崇禎六年正月

先立つこと、さらに約二年、宣大北辺の長城地帯。崇禎五年暮れから六年初頭にかけての冬季にも、大規模な「焼荒」が挙行されていた。その全貌と詳細は、「史料Ⅲ」によって判明する。この題本は、崇禎六年正月に上された、御馬監太監王坤・宣府巡撫焦源清・按臣胡志藩、三名連署の上奏文で、宣府鎮管下の総合的な防備状況について報告したものであり、文書中、修築済みの牆台箇所、製造・配備した火器・火薬数量などとともに、その冬の焼荒についても細かく言及されている。正確な実施月日こそ記載されていないものの、本上奏に対する聖旨が正月二十二日であることから、それと遠く隔たつていない時期であると考えてよいだろう。

王坤はこの前後、糧餉・兵馬・辺牆・撫賞等事の監視を仰せつかつて宣府に派遣されていた。包括的な状況報告として、かなりの長文にわたるこの上奏文は、各関連部署からの報告を取り纏めて作成されている。城垣・邊牆・墩臺の修築状況、造完の火器、發過の火器・火薬・硝黄等の件に関する報告者としては、守懷懷隆兵備道(分守道)



の范鑣、分巡道の劉象瑤、懷隆道の劉嘉遇らの名前が挙がっている。

本稿に関わる「焼荒」(「出辺焼荒」、「順採柴木草束」) についての報告者は鎮守総兵官董繼舒で、宣府鎮にて実際に現場指揮に当たっていた人物ある。本報告を通じ、人員構成・役割分担・規模等の点が具体的に把握される。参加兵力は十の部隊に分かれて行動をとっているのが、ここでは仮に第一〜一〇班と名付け、以下、それぞれについて判明するところを列記する。

第一班…宣府鎮守備隊は、恐らく鎮守総兵官董繼舒が中心となつて、按臣胡志藩・餉臣張梧らと共に組織したものである。硬弓蔣朝焦・遇選同在城同知張守約・推官張魁宿・元之偉・都司岳可・劉崇礼・続日強、総兵下の都司張承恩・旗鼓千把等官陳洪範ら二四員に委して、作戦期間中の鎮城固守に備え、倉場庫局を巡查して不虞を防いだ、とある。各推官や都司・千把らの麾下に置かれた兵力については、特に言及していない。

第二班…鎮守総兵官董繼舒が自ら指揮を執つて、官軍一五〇〇名を統率。馬宮堡の北柵口より出辺(長城外に進軍)し、二百餘里ほど北行したところで三昼夜にわたる遠焚(遠方に及ぶ焼荒)を行い、鎮辺堡より進辺(長城内に帰還)した。

第三班…分守道范鉉に所屬する上西路參將王濬が指揮を執つて守備

黄忠ら・坐營千把楊道亨らの帶領する本路各堡の兵馬一六〇〇名を統率し、協守副総兵張懋功の下の千把馬登雲らの帶領する兵馬五〇〇名、および分守道范鉉が中軍周維壩の帶領する健丁二〇〇名と合同して事に当たり、内中軍武俊、硬弓梁国用・辺永泰、率材官高汝温等二〇名が監督の任に当たった。參將王濬・副総兵張懋功・分守道范鉉の指揮下に置かれた兵馬・健丁は総数二二〇〇名の大部隊であり、うち健丁二〇〇名は、或いは邀撃に当たるとうな、第七班・第十班に見える戦兵二〇〇名と類似した存在かもしれない。彼らは新河口堡より出辺して三昼夜にわたる草木焚焼(焼荒)を実施後、下西路官兵(第四班)と合流して、洗馬林堡辺より進口(帰還)した。

第四班…下西路參將查国寧が指揮を執り、守操徐自紳ら・千把岳宗恒らの帶領する下西路各堡の兵馬一二五〇名を統率した。部隊は西陽河堡より出辺し、焚焼すること三昼夜にして大小青山に至った。そこで上西路官兵(第三班)と合流して、洗馬林堡辺より進辺した。

第五班…分巡道劉象瑤の下に所屬する中路參將周紹先が指揮を執つて、守操呉始蘊ら・坐營千総旗鼓武魁らが帶領する本路各堡の兵馬八五〇名を統率し、旧遊兵營遊撃石応雷下の都司守把千総黄萃らの兵馬三〇〇名とともに事に当たった。硬弓の趙欽が監督に置

かれた。兵馬総数は一一五〇名である。大白陽堡辺より出口（長城外に進軍）して焚焼し、青辺口に至って進辺した。

第六班…正兵營遊撃郭秉忠が指揮を執り、千把部承龍らの兵馬三〇〇名を統率し、中路龍門城守備把総李承勲らの兵馬五〇〇名とともに事に当たった。兵馬は合計八〇〇名。把牌王国忠・硬弓劉国喜が監督した。龍門城辺より出口して三昼夜の焚焼を行い、赤城堡辺の野鷄山門に至って進辺した。

第七班…上北路参将劉永寿と同閑任参将杜維棟の両名が指揮を執って守防陳上表ら・坐營千把郭邦輔らの帶領する本路各堡の兵馬一二〇〇名を統率し、また分巡道劉象瑤が中軍董正官の帶領する戦兵二〇〇名を率いて分防し、把牌王大純が監督した。兵員総数は一四〇〇名、うち劉象瑤麾下の二〇〇名が遊撃部隊だっと思われる。作戦の中心的存在の一人だった劉象瑤が直接指揮を執る部隊ゆえに、特に「分防」の任に充てられたのであるうか。あるいは当地が敵からの攻撃を警戒せねばならない、他班の行動領域より危険な地域であったのかもしれない。彼らは独石口堡の北側口より出辺し、焚焼すること三昼夜にして青泉堡辺より進口した。

第八班…東協新兵營遊撃徐衛國が鎮守差内哨千総郝効忠・紅旗千把盧応選らと合同で、坐營守把秦大賁らの帶領する本營兵馬五〇〇名、および本城鎮寧堡・馬營堡・松樹堡等堡の守防于廷輔らの帶

領する兵馬一〇〇〇名を督率した。兵馬総数は一五〇〇名。この部隊は馬營堡・松君堡・鎮寧堡等の辺から出口し、三昼夜の焚焼を行った後、君子堡辺より進口したという。兵馬は各自の駐留する堡から三名の指揮官に率いられて別個に出辺し、現地に集結した後に焼荒を行い、合流した隊列のまま帰還したものとされる。

第九班…下北路参将管鳴珂が守防許諄誠ら・坐營杜光胤・火器守備董正誼らが帶領する本路各堡の兵馬一〇〇〇名を統率し、また下東路参将馬明英の指揮下の坐營千把王宗禹らの帶領する兵馬五〇〇名とともに事に当たった。兵馬総数は両者合わせて一五〇〇名。鎮守差委千総馬璽と把牌邵宗順が各々監督の任に当たった。部隊は龍門所辺より出口し、焚焼すること三昼夜、滴水崖辺より進口した。

第一〇班…懷隆道劉嘉遇所属の東路参将張国威は守備李・坐營千把張胤らの帶領する兵馬八〇〇名を統率し、南山参将姚化民配下の坐營把総楊科等の帶領する兵馬五〇〇名、及び懷隆道劉嘉遇自身の配下の中軍王家裕の帶領する戦兵二〇〇名と共に事に当たった。兵員総数は一五〇〇名だが、実際に焼荒に当たったのは、うち参将張国威・姚化民麾下の一三〇〇名のみであった。劉嘉遇が率いる戦兵は、第七班の分巡道劉象瑤麾下のそれ同様、当焼荒上層部に直属する遊撃部隊ではないかと想像される。監督には把牌

劉国用が当たった。部隊は靖胡堡の東河口から出だし、焚焼すること三昼夜のち、黄土嶺辺より進口した。なお、東路參將張国威の所管地域たる永安堡・四海治・黑汗嶺・周四溝・劉斌堡等の場所については、陵寢に近いため、火を放つには相応しくないとし、以前同様、樵採を行うのみとした。

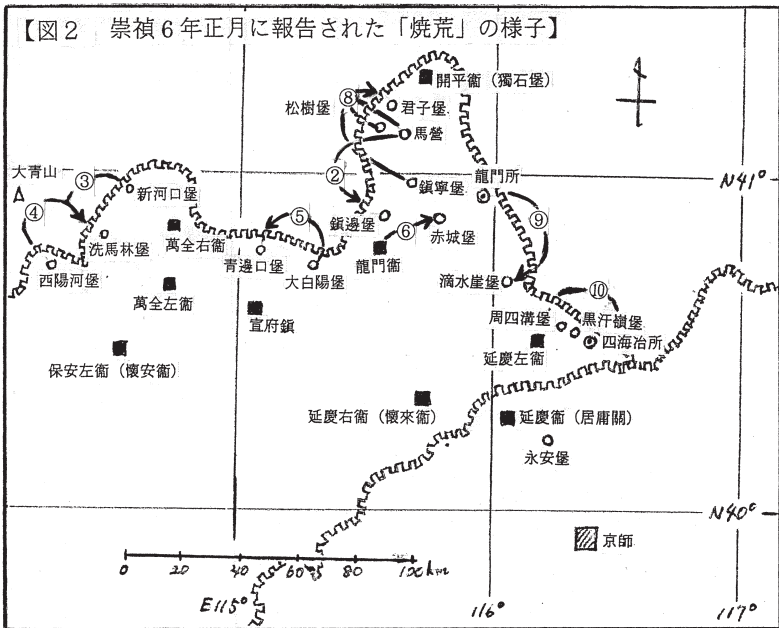
董継舒の報告から判明する「焼荒」の概要は以下のとおりである。

〔目的〕 草木を焼き払い、開けた眺望を利用して偵察行動を容易にすると同時に、敵対部族の駐牧や潜伏を妨げることであった。第一〇班の場合など、時に柴木草束の採取が行われ、城堡で備蓄されたことも確認できる。そうした点は、崇禎七年の事例と同様だった。

〔行動〕 山焼きを行う時間は、決まって三昼夜であった。ある城堡から辺外へ出て、移動しながら沿路の草木を焼き払い、また採集を行い、別の城堡から戻る、というパターンであった。

〔場所〕 移動ルートを地図上に落としたものが【図2】である。城堡の位置が不分明な事例もあって、あくまで判明する限りのものであるが、一つの軍事行動としてはかなりの広範囲に及ぶものだったことが了解できる。

〔部隊規模と構成〕 焼荒に動員された兵力は宣府鎮守備隊を除くと総て九班に分かれたれ、総員は一万三〇〇〇名に上る。一班あた



り最少八〇〇名・最多二三〇〇名で、多くは一〇〇〇〜一五〇〇名程度の規模だった。兵員中でも多数を占める官軍・兵馬と称される者らが草木を焼き払い、柴木を集める主体であっただろう。

各班で現場指揮に当たったのは、基本的に副将・參將・遊擊の肩書きを持つ将官たちで、班に複数の指揮官がいて合同で統率する場合もあったようである。守備・坐營（千総・把総）レベルに連れたれた数百名単位の兵卒たちがその下に付く形をとることが多かった。兵員の中に戦兵・健丁と称される者ら二〜三〇〇名が含まれている場合もあり、彼らは道官レベルの地方官に率いられており、邀撃の任に当たっていた可能性が考えられる。他に、一〜二名（第三班のみ二〇名）の監督が置かれた班もあった。

## 結び

旧稿にて指摘したように、崇禎年間、分裂状態にある北京西北辺に散居していたモンゴル諸部があちこちに散在・移動し、その帰趨をめぐって朝廷は神経をとがらせていた。これまで見てきたように「焼荒」は緊急発動的な軍事行動と異なり、守りを固めるための「備え」としての行為であったと結論できよう。

今回、検討対象にした「焼荒」の事例はごく僅かである。定期的

に（例えば毎年とか、二年おきとか）冬に行われるものだったかどうか。確たる結論を導く段階にはまだない。档案史料内では、「我々は「焼荒」の際も、欠かさずに……」（史料Ⅰ）等と語られ、宣大地域では「焼荒」があたかも術語として熟しているかのような印象を受ける。そうした「備え」としての行為は、規模の大小はあったであろうが、一定の頻度で行われていた可能性が示唆される。

口語、俗語、非漢語起源の語彙などが含まれている北辺防衛関連档案を読むにつけ、筆者の読解能力では覚束ないことを実感せざるを得ない。やや紙幅を取るが、煩を厭わずに利用した三史料を本以下に掲げ、大方の批正を乞う次第である。

## 【史料】

各史料において、入れ子構造になっている各構成要素は、カギ括弧で囲むと同時に、起点を右上付き丸数字、末尾を左下付き丸数字で表記した。数字の順番は、文書の時系列順になっている。また、本稿本文中に用いた丸数字や記号と符合するようにしてある。

〔史料Ⅰ〕原載：『明清史料』乙編第四本 三一三表裏（抜粋）

兵部題行「宣大總督張福臻塘報」稿 秋字百六十四號、五月廿日行訖、大同

科書辦張文輝・楊審承。

「兵部尚書・加俸二級・降三級臣陳、謹題、爲夷情事。崇禎十四

年五月十五日午時、准宣大總督張福臻塘報。內稱、「崇禎十四

年五月十四日辰時、准大同巡撫劉夢桂塘報。開稱、「本年五月十一

日寅時、據大同右衛路管參將事都司僉書王之棟塘報、「本月初九

日亥時、據殺胡堡守備張成功稟報、「本日酉時、據監邊把總周希

哲報稱、「有大同總鎮標下哨丁安進才・右衛路張進寶等・助馬路

郝廷寶等、從本邊七墩水口入口。報稱、「有熟夷、向進才・進寶

等說稱、「朝庫兒帶領夷人。每名騎擗雙馬、要紅踢胸箭四十枝。

跟隨兩個小官來邊、講討封賞情形<sup>①</sup>。役等復又探得、前來夷人在

於離邊三十里外地方住牧。察點、役等見得、人馬衆多、不比往日、

乘便入口稟報<sup>②</sup>。其總鎮下温彦莊等・右衛路張士德等・威遠路董

天才等、尚在口外哨探<sup>③</sup>」等情、緣緣到職<sup>④</sup>。具稟到路<sup>⑤</sup>、塘報到

職。據此爲炤、夷目朝庫兒等、因在殺胡口外、鑽刀說誓、願護哨導馬、

該督督撫題奉明旨、歲給賞費三年以來、俱於燒荒之時、炤邊約全給、

並無欠少。此時尚未入秋、且今東西多事之時、率領部落及卜酋遺孽、

乘機挾讎。况昨已奉有明旨、現行道將等官講誓。今各夷帶領兵馬衆多、

忽到三十里之外、其爲何如。除發兵設防外、俟再有情形另行馳報<sup>⑥</sup>」

等情、到部院。准此看得、卜酋即急于講封、只宜卑辭以求、豈可領

兵要挾。除咨行該撫、理論速歸靜候、講誓一就緒、便即代題、萬不

可自貽伊戚、及飭令發兵嚴防外、理合塘報<sup>⑦</sup>」等因、到部。謹具題  
知<sup>⑧</sup>。崇禎十四年五月十五日。……

(讀み下し)

「兵部尚書・加俸二級・降三級臣陳(新甲)、謹んで題し、夷情の

事の爲にす。崇禎十四年五月十五日午時、宣大總督張福臻の塘報を

准けたり。内に稱すらく、「崇禎十四年五月十四日辰時、大同巡

撫劉夢桂の塘報を准けたり。開し稱すらく、「本年五月十一日寅時、

大同右衛路管參將事・都司僉書王之棟の塘報に據るに、「本月初

九日亥時、殺胡堡守備張成功の稟に據るに報すらく、「本日酉時、

監邊把總周希哲の報に據るに稱すらく、「大同總鎮標下の哨丁安

進才・右衛路張進寶ら・助馬路郝廷寶ら、本邊七墩水口より口に入

る有り、報に稱すらく、「熟夷、(安)進才・(張)進寶らに向か

いて説く有り、稱すらく、「朝庫兒、夷人を帶領す。每名雙馬を

騎擗し、要<sup>①</sup>に紅踢、胸に箭四十枝(あり)。兩個の小官を跟隨し

て來邊し、封賞の情形を講討せり<sup>②</sup>」と。役(安進才)ら、復また

探り得たるに、前來せる夷人、邊を離ること三十里外の地方に在

りて住牧せり。察點して役(安進才)ら見得たるに、人馬衆多なる

こと、往日の比にあらざれば、便に乗じて入口し稟報せり<sup>③</sup>」と。

其れ(宣府)總鎮下の温彦莊ら・右衛路張士德ら・威遠路董天才らは、

尚お口外に在りて哨探しつつあり」等情あり、縁絲、職（張成功）に到れり」<sup>④</sup>とあり。稟を具して路（王之棟）に到れり」<sup>⑤</sup>とあり、塘報、職（劉夢桂）に到れり。此に據りて爲焗すらく、夷日朝庫兄ら、殺胡口外に在り、鑽刀して説誓し、哨を護り馬を導かんことを願いたるに因り、該前督撫、題して明旨を奉じたれば、賞賚を歲給して三年以來、俱に燒荒の時に於ても、邊約に焗して全給し、並べて欠少すること無し。此の時、尚お未だ秋に入らず、且も今は東西多事の時なれば、部落及び卜酋（卜失寇）の遺孽（俄木布？）を率領し、機に乗じて挾講せしものならん。況んや昨ごろ已に明旨を奉有したれば、現に道・將等の官に行して、講誓せしめつつあり。今、各夷の帶領せる兵馬は衆多にして、忽として三十里の外に到れる、其れ何如爲すべきや。兵を發し防を設くるを除くの外、再び情形あるを俟ちて另に行して馳報せん」等情あり、部院（張福臻）に到れり。これを准けて看得たるに、卜酋は講封に即急なれば、只だ宜しく卑辭もて求むべきなるに、豈に兵を領して要挾すべけんや。該撫に咨行し、理として速やかに靜候に歸すべきを諭せしめよ。講誓一たび緒に就けば便即に代題し、萬も自ら伊の威を貽すべからず、及び飭して兵を發し防を嚴にせしむるを除くの外、理として合に塘報すべきものなり」等因あり、部（兵部尚書陳新甲）に到れり。謹んで具し題知す」<sup>⑥</sup>。崇禎十四年五月十五日。……

「史料Ⅱ」（明清史料）甲編第一本 一二表）裏所収）（全文）

「宣府巡撫陳新甲奏本」 崇禎七年十二月十五日到、上擬存兵部呈於兵科抄出。

「欽差巡撫宣府等處地方・贊理軍務・都察院右僉都御史、臣陳新甲、謹奏、爲「燒荒」事。崇禎七年八月初四日申時、欽奉勅諭、「即目秋深、草木枯槁、正當「燒荒」、以便瞭望。勅至、爾等公同計議、通行所屬、選委乖覺夜不收、遠出邊境哨探、果無緊關賊情、行令副參游守等官、統領慣戰官軍、各照地方分投布列營陣、且哨且行、出於境外、或二三百里、或四五百里、務將野草林木焚燒盡絕、使賊馬不得駐牧、邊防易於瞭守。斯稱、委任出境之時、或計慮不周、或紀律不嚴、或圍獵貨利、或逗留失期、以致猝遇賊徒、不能應援、或因尋殺零賊、別□□寡□致誤事機。甚者、畏避艱險、止令巡哨官軍、夜不收人等、於附近去處、急遽縱火、不問然否、就便回還、虛應故事、有一如此法、不輕貸、事畢、仍將撥遇官軍姓名並燒過地方里數、造冊奏繳、以憑查照施行、爾等其慎之、慎之。故敕。欽此。」<sup>①</sup>欽遵。案照、先准總督軍門咨、「<sup>②</sup>准兵部咨、「<sup>③</sup>該本部題前事內云、「<sup>④</sup>在宣大・山西三鎮、仍候深秋之時、嚴行副參游守等官、分統沿邊官軍、採打秋青樵取柴木、以備飼馬・燒造之用。統俟畢日、各將撥遇官軍數目、燒過地方遠近里數、樵取過草木多寡・束數、止造簡明文冊奏繳」<sup>①</sup>等因、備咨」<sup>②</sup>、轉行前來、隨即轉行」<sup>⑤</sup>沿邊各路副參遊守等官、遵照舉行外、本年九月十六日、准兵部咨、「<sup>⑥</sup>職方清吏司案呈、

「<sup>⑥</sup>奉本部送兵科抄出「監視宣鎮太監王坤題爲塘報夷情事」」等因、奉聖旨、「<sup>⑦</sup>插夷馬步結聚、必有窺逞情形、著倍嚴偵備、奮銳剿除等因、欽此。」<sup>⑧</sup>備咨<sup>⑨</sup>、該前撫臣准此、爲照、時值冬初、前奉敕「燒荒」、兼可舉行。即飛檄<sup>⑩</sup>沿邊將備守操等官、倍加偵備、如遇賊夷・竊犯、相機奮銳撲剿、仍挑選精健丁夜、出口遠探、各帶火鏢、必至二三百里以外、凡有茂草密林、不拘時日、勿必一方、但有空便去處、即便舉火、且哨且焚、務期盡絕、以伐狡謀、去後、今照、時值冬深、猶恐焚然未盡、臣謹會同監鎮暨守巡懷隆三道、復行<sup>⑪</sup>沿邊將領、各統所部官兵、選差乖覺通夜、遠出邊外、著實哨探夷情、各照地方、布列營陣、振揚威武、且哨且行、□□去二三百里之外、務將野草林木焚燒盡絕、擬於本年十一月十八日、一齊出口、分投焚探。又會准監視手本<sup>⑫</sup>、分委把牌硬弓王大純・邵宗順・王國忠・趙欽・劉國喜・蔣朝、監督各路官兵、鎮臣同內中軍武俊及協守副總兵張懋功、督同各該遊都黃應選等、並內哨都司唐鈺等、帶領各營兵馬、亦於本月十八日、從張家口出境、監臣王坤駐劄極衝、右衛臣巡歷西路駐劄柴溝堡、適中調度、遂分發副總兵張懋功、遊擊杜維棟、帶領官兵、迤西馳赴右衛膳房邊外、兼督哨焚、鎮臣等遠奔東北、督令官軍、遠近焚探。事竣、於十九日、從嘗峪口進境、隨據沿邊上下・西北・中東路副參王濬等各呈報、「<sup>⑬</sup>遵依統領主客官兵、於是日、一齊分投出口、布列營陣、且哨且焚、各將山林溝岔野草柴木四散、沿燒盡絕、官兵

俱經進口、今將出口各官職名・兵馬數目、並燒遠近里數、及順探過柴木草束各數目呈報<sup>⑭</sup>」到臣、該臣謹會同鎮守宣府總兵官・署都督僉事・今革任張全昌、議照邊外野草林木、俱經各路官軍焚探盡絕、非惟夷虜不得近邊駐牧、抑且以絕窺視之端、而我軍便於瞭望。其順探過柴木草束、堆積各路城堡、以資飼馬・燒造之用、誠於邊防有裨矣。緣係欽奉勅諭燒荒事、宜相應具奏。爲此、今將出口官兵・焚燒地里遠近、並順探過草木數目、備造簡明文冊、一併謹具奏聞。<sup>⑮</sup>崇禎七年十二月日、奉聖旨、「<sup>⑯</sup>兵部知道。」<sup>⑰</sup>

(読み下し)

「<sup>⑱</sup>欽差巡撫宣府等處地方・管理軍務・都察院右僉都御史、臣陳新甲、謹んで奏し、「燒荒」の事の爲にす。崇禎七年八月初四日申時(一六〇〇頃)、勅諭を欽奉せり、「<sup>⑲</sup>即目するに秋深く、草木枯槁せば、正に當に「燒荒」して、以て瞭望に便ならしむべし。勅至らば、爾等公同に計議して所屬に通行し、乖覺なる夜不收<sup>⑳</sup>を選委し、邊境に遠出して哨探し、果して緊關なる賊情無くんば、副(將)・參(將)・游(擊)・守(備)等の官に行令し、慣戰<sup>㉑</sup>の官軍を統領し、各おの地方に照して分投して營陣を布列し、且つ哨し且つ行き、境外に出づること或いは二三百里、或いは四五百里、務めて野草・林木を將て焚燒して盡絶し、賊馬をして駐牧するを得ざらしめ、邊防をして

瞭守に易からしめよ。斯く稱するも、委任・出境の時、或いは計慮周ねからず、或いは紀律嚴ならず、或いは圍獵して利を貨し、或いは逗留して期を失し、以て猝に賊徒に遇ふても應援する能わざるを致し、或いは尋零賊をのみ殺すに因り、別に□□寡、事機を誤つを致す。甚しき者は、艱險を畏避し、止だ巡哨官軍・夜不収人等をして附近の去處に於いて急遽火を縱たしめ、然るや否やを問わず便に就きて回還し、虚しく故事に應ずるのみ。一も此の法の如き有らば、輕々しく貸さざれ。事畢らば、仍お撥遇せられたる官軍の姓名並びに焼きたる地方の里數を將て冊を造り奏繳し、憑を以て查照施行すべし。爾ら其れ之れを愼め、之れを愼め。故に救す。此を欽め。④」と。欽んで遵い、案照すらく、先に總督軍門の咨を准けたり、「③兵部の咨を准けたり、「②該本部の前事を題せるの内に云へらく、「①宣大・山西三鎮に在りては、仍お深秋の時を候ちて、嚴に副・參・游・守等の官に行し、沿邊の官軍を分統して秋青を採打し柴木を樵取し、以て飼馬・燒造の用に備へしめん。統て畢るの日を俟ち、各々撥遇せる官軍の數目・燒過せる地方の遠近里數・樵取過せる草木の多寡束數を將て、止だ簡明なる文冊を造りて奏繳せしめん。①等因あり、備さに咨す。②」とあり③て、轉行前來せり。（宣府巡撫陳新甲は）隨即に沿邊の各路・副・參・遊・守等の官に轉行⑤し、遵照して舉行するの外、本年九月十六日、兵部の咨を准けたり、

「⑤職方清吏司案呈し、本部の送れる「⑥兵科抄出「監視宣鎮太監王坤題爲塘報夷情事」を奉じたり。」等因ありて、聖旨を奉じたり、「⑦插夷の馬歩結果せるは、必ずや窺逞の情形有らん、著して偵備を倍嚴にし、奮銳剿除せよ等因、此れを欽め。⑦」とあり、備に咨す。⑧」とありて、該前撫臣此れを准け、爲に照するに、時は冬初に値り、前に救④を奉じたれば「燒荒」は兼ねて舉行すべきならん。即ちに沿邊の將・備・守・操等の官に飛檄⑤して、偵備を倍加し、如し賊夷・竊犯に遇はば、機を相て奮銳撲剿し、仍お精健なる丁夜を挑選し、出口して遠探するに各々火鎌を帶び、必ず二三百里以外に至りて凡そ茂草密林有らば、時日に拘わらず、一方に必すること勿く、但だ空便なる去處有らば、即便に擧火し、且つ哨し且つ焚き、務めて盡絶を期し、以て狡謀を伐たしめたり。去後、今照すに、時は冬深に値り、猶ほ恐らくは焚然未だ盡さざるがごとし。臣、謹んで監鎮、暨び守巡懷隆三道と會同し、復た沿邊の將領に行して⑩、各々部する所の官兵を統べ、乖覺なる通夜を選差して邊外に遠出し、著實に夷情を哨探し、各々地方に照して營陣を布列し、威武を振揚して且つ哨し且つ行き、□□二三百里の外に去きて、務めて野草林木を將て焚燒盡絶せんとて、本年十一月十八日に擬して一齊に出口し、把分投して焚採せしめんとす。又會監視（王坤）の手本⑪を准け、把牌硬弓王大純・邵宗順・王國忠・趙欽・劉國喜・蔣朝に分委して、



各路の官兵を監督し、鎮臣は内中軍武俊及協守副總兵張懋功と同に、各該遊都黃應選等並びに内哨都司唐鈺等の帶領せる各營の兵馬を督同し、亦た本月十八日に於て、張家口より出境し、監臣王坤は極衝に駐節し、右衛臣は西路を巡歴して柴溝堡に駐節し、適きて調度に申り、遂に副總兵張懋功・遊擊杜維棟の帶領せる官兵を分發し、迤西の右衛膳房邊外に馳赴し、兼ねて哨焚を督せり。鎮臣等は遶りて東北に奔り、官軍を督令し、遠近焚採す。事竣り、十九日に於て、嘗峪口より進境し、隨いで沿邊上下・西北・中東路副參王濬等の各呈報に據るに、「<sup>12</sup>遵依して主客官兵を統領し、是の日に於て、一齊に分投出口し、營陣を布列し、且つ哨し且つ焚き、各々山林溝岔の野草柴木を將て四散し、沿燒盡絶し、官兵は俱に經に進口せり。今、出口したる各官の職名・兵馬の數目、並びに燒きたる遠近里數、及び順採過れる柴木草束の各數目を將て呈報す」とありて、臣に到れり。該臣、謹んで鎮守宣府總兵官・署都督僉事・今革任張全昌と會同し、議し照すに、邊外の野草林木は、俱に各路官軍の焚採盡絶を経て、惟だに夷虜、邊に近づきて駐牧するを得ざらしむのみに非ず、抑且つ以て窺視の端を絶やし、而して我が軍には瞭望に便たり。其れ順採過れる柴木草束は、各路の城堡に堆積し、以て飼馬・燒造の用に資すれば、誠に邊防に於て裨する有り。緣、勅諭<sup>13</sup>を欽奉し燒荒せる事に係れば、宜しく相應に具奏すべきものなり。此れ

が爲に、今出口したる官兵・焚燒したる地里の遠近、並びに順採過れる草木の數目を將て、備さに簡明なる文冊を造り、一併に謹んで具し、奏聞す<sup>14</sup>と。崇禎七年十二月(某)日、聖旨を奉じたり、<sup>15</sup>兵部、知道せよ<sup>16</sup>とあり。

〔史料Ⅲ〕(明清史料)乙編第一本 九六表く九七裏(抜粋)

「兵科抄出宣鎮監視王坤題本」崇禎六年正月二十三日抄送、奉旨、五日爲期、應本月二十七日覈奏。崇禎六年正月二十三日到兵部、呈于兵科抄出。

欽差監視宣鎮糧餉兵馬邊牆撫賞等事御馬監太監・今降級戴罪管事臣王坤、謹題、爲恭報修過牆臺・造發火器、并出邊燒荒・順採柴草、各効勞内外文武官員、伏乞聖明、俯加紀錄、以昭激勸、以勵邊臣事。臣惟隨事圖功、固臣子効忠之職分也。而信賞必罰、實聖主勵世之權衡也。臣以匪才濫竽監視、日月逝矣、片善無聞、自甘待罪、以明職業。惟是一歲之内、不揣越俎、參効不職文武、俱蒙皇上查確顯罰之矣。若其著力邊工・精心造器、及燒荒効勞官員、不爲具題紀錄、則是有罰無賞、何以激勸其將來耶。臣今驗准守巡懷隆兵備道范鑛・劉象瑤・劉嘉遇各手本內稱、修過牆臺・造發火器數目、及鎮守總兵官董繼舒手本開稱、出口燒荒、採過柴草數目、効勞文武内外官員職名各等因、備移到臣。准此看得、宣鎮邊牆墩臺圯塌原多、臣前題奉明旨、議修高堅寬闊、容人列器、欽遵行道、尚在酌議、方敢舉行。

：至於「燒荒」一節、本鎮自敍款以來、未之舉也。今瞰挿酋不測、奴報瀕仍、臣與按鎮道會同、尅期出口、以其叢林豐草付之一炬、則數百里之間、我可乘高遠瞻、彼難倚跡潛形、而且順採柴草進口數多、儘堪備用。此則內外將士用命奮庸、其功亦不可泯也。用是、冒昧上聞、伏乞皇上俯將在事効勞文武內外官員、并敕部監紀錄、庶賞罰必信、而人心激勸、邊政益修矣。臣謹會同撫臣焦源清、按臣胡志藩合詞具題、緣係云云、謹題請旨。計開、一、修過城垣邊牆墩臺。：一、造完火器。：一、發過西洋大砲、滅虜大砲并佛朗機、火藥、硝黃等件。：一、出邊燒荒、除會同按臣胡志藩、餉臣張梧、即委硬弓蔣朝焦、

遇選同在城同知張守約、推官張魁宿、元之偉、都司岳可、劉崇禮、續日強、總兵下都司張承恩、旗鼓千把等、官陳洪範二十四員、固守鎮城、巡查倉場庫局、以防不虞外、鎮守總兵官董繼舒親提官軍一千五百員名、緜馬營北柵口出邊二百餘里、督率將士直北遠焚三晝夜、從鎮邊堡進邊。分守道范鑛所隸上西路參將王潛、統率守備黃忠等、坐營千把楊道亨等、帶領本路各堡兵馬一千六百員名、與同協守副總兵張懋功、統領千把馬登雲等、帶領兵馬五百名、又守道范鑛率中軍周維壩、帶領健丁二百名、內中軍武俊、硬弓梁國用、邊永泰、率材官高汝溫等二十員名監督、緜新河口出邊、焚燒三晝夜、會合下西路官兵、從洗馬林邊進口。下西路參將查國寧統率守操徐自紳等、千把岳宗恆等、

帶領本路各堡兵馬一千二百五十員名、緜西陽河堡出邊、焚燒三晝夜、至大小青山、會合上西路官兵、從洗馬林邊進口。分巡道劉象瑤所隸、中路參將周紹先統率守操吳始蘊等、坐營千總旗鼓武魁等、帶領本路各堡兵馬八百五十員名、同舊遊兵營遊擊石應雷、都司守把千總黃舉等兵馬三百名、硬弓趙欽監督、緜大白陽邊出口焚燒、至青邊口進邊、正兵營遊擊郭秉忠、統率千把部承龍等兵馬三百名、同中路龍門城守備把總李承勳等兵馬五百名、把牌王國忠、硬弓劉國喜監督、緜龍門邊出口、焚燒三晝夜、至赤城邊野鷄山門進邊、上北路參將劉永壽與同閑任參將杜維棟統率守防陳上表等、坐營千把郭邦輔等、帶領本路各堡兵馬一千二百員名、又巡道劉象瑤率中軍董正官、帶領戰兵二百名、分防把牌王大純監督、緜獨石北柵口出邊、焚燒三晝夜、從青泉堡邊進口。東協新兵營遊擊徐衛國、同鎮守差內哨千總郝効忠、紅旗千把盧應選等督同坐營守把秦大賓等、帶領本營兵馬五百名、并本城鎮寧、馬營、松樹等堡守防于廷輔等、帶領兵馬一千員名、緜馬營、松君、鎮寧等邊出口、焚燒三晝夜、從君子堡邊進口。下北路參將管鳴珂統率守防許諄誠等、坐營杜光胤、火器守備董正誼等、帶領本路各堡兵馬一千名、又同下東路參將馬明英、坐營千把王宗禹等、帶領兵馬五百名、并鎮守差委千總馬璽、同把牌邵宗順監督、緜龍門所邊出口、焚燒三晝夜、從滴水崖邊進口。懷隆道劉嘉遇所隸東路參將張國威所管、除永安堡、四海治、黑汗嶺、周四溝、劉斌堡等處地、近

陵寢、不便舉火、照舊樵採外、惟統率守備李煥・坐營千把張胤等、帶領兵馬八百名、與協同南山參將姚化民・坐營把總楊科等、帶領兵馬五百名、懷隆道劉嘉遇率中軍王家裕、帶領戰兵二百名、把牌劉國用監督、絳靖胡堡東河口出邊、焚燒三晝夜、從黃土嶺邊進口。一、順採柴木草束、各路俱有採柴堆積邊堡爲數甚多、惟候各路報到、合候敕書至日、造冊奏繳。崇禎六年正月二十二日奉聖旨、「該部覈議具奏」。

(読み下し)

欽差監視宣鎮糧餉兵馬邊牆撫賞等事・御馬監太監・今降級戴罪管事臣王坤、謹んで題し、恭んで修過れる牆臺・造發せる火器、並びに出邊燒荒・順採柴草の各おの効勞ある内外文武官員を報じ、伏して聖明に紀錄に俯加せられんことを乞ひ、以て激勸を昭らかにし、以て邊臣を勵まさんが事の爲にす。臣惟うに、事に隨いて功を圖るは、固より臣子効忠の職分なり。而して信賞必罰は、實に聖主勵世の權衡なり。臣(王坤)、匪才を以て(宣鎮の)監視を濫竿し、日月逝くも、片善をも聞くこと無ければ、自ら甘んじて罪を待ち、以て職業を明らかにすべきならん。惟だ是の一歳の内、越俎をも揣らず、不職の文武を參効したれば、俱に皇上の查確を蒙りてこれを罰するを顯わしたり。若し其れ邊工に著力し、造器に精心し、及び燒荒に

効勞ある官員、具題して紀錄を爲さざれば、則ち是れ罰のみ有りて賞無し。何を以てか其の將來を激勸せんや。臣(王坤)、今驗べたるに、守巡懷隆兵備道范鑣・劉象瑤・劉嘉遇の各々の手本を准け、内に稱すらく「修過れる牆臺・造發したる火器の數目」、及び鎮守總兵官董繼舒の手本に開稱すらく「出口して燒荒し、採過れる柴草の數目、効勞ある文武内外官員の職名」各々等因ありて、備さに移し、臣(王坤)に到れり。此れを准けて看得たるに、宣鎮の邊牆・墩臺は圯壞せるもの原より多ければ、臣、前に題して明旨を奉じたり、「高堅寬闊に修して、人を容れ器を列べんことを議せよ」とありて、飲んで違いて道に行し、尚お酌議しつつ在りて、方に敢へて舉行せんとす。：

：「燒荒」の一節に至りては、本鎮、款を殺してより以來、未だ之れを擧げざる也。今、駭むるに挿酋は測らず、奴報は瀕仍なれば、臣は按・鎮・道と會同して、尅期して出口し、其の叢林豐草を以てこれに一炬を付せば、則ち數百里の間、我は高きに乗じて遠くを瞭むべく、彼は跡を倚みて形を潛め難く、而且柴草を順採し進口せるもの數多なれば、儘く備用に堪へん。此れ則ち内外の將士、命を用て庸に奮いたるものなれば、其の功も亦た泯くすべからざる也。是を用て、冒昧に上聞し、伏して皇上の事に在りて効勞ある文武内外の官員を將て、并べて部監に敕して紀錄するを俯されんことを乞う、

(さずれば) 賞罰必ずや信にして、人心激勵され、邊政益々修まるに庶からん。臣、謹んで撫臣焦源清・按臣胡志藩と會同して詞を合して具題す。緣、云云に係れば、謹んで題し旨を請ふ。計開すらく、

- 一、修過れる城垣・邊牆・墩臺……
- 一、造完せる火器……
- 一、發過れる西洋大砲・滅虜大砲、並びに佛朗機、火藥・硝黃等の件……

一、出邊燒荒。按臣胡志藩・餉臣張梧と會同し、即ちに①硬弓蔣朝焦、選に遇ひたる同在城同知張守約・推官張魁宿・元之偉・都司岳可・劉崇禮・續日強・總兵下の都司張承恩・旗鼓千把等の官陳洪範二十四員に委して、鎮城を固守し、倉場・庫局を巡查し、以て不虞ふよぐのしどごとを防がしむを除くの外、②鎮守總兵官董繼舒親ら官軍一千五百員名を提し、馬營北柵口より出邊すること二百餘里、將士を督率して北に直り遠焚すること三晝夜、鎮邊堡より進邊せり。③分守道范鑣隸する所の上西路參將王濬、守備黃忠等・坐營千把楊道亨等の帶領せる本路各堡の兵馬一千六百員名を統率し、同協守副總兵張懋功の統領せる千把馬登雲等の帶領せる兵馬五百名、また守道范鑣率いる中軍周維墉の帶領せる健丁二百名と與に、内中軍武俊・硬弓梁國用・邊水泰、率材官高汝温等二十員名により監督し、新河口より出邊し、焚燒すること三晝夜、下西路の官兵と會合し、洗馬林邊より進口せ

り。④下西路參將奎國寧、守操徐自紳等・千把岳宗恆等の帶領せる本路各堡兵馬一千二百五十員名を統率し、西陽河堡より出邊し、焚燒すること三晝夜、大小青山に至りて、上西路官兵と會合し、洗馬林邊より進口せり。⑤分巡道劉象瑤隸する所の中路參將周紹先、守操吳始蘊等・坐營千總旗鼓武魁等の帶領せる本路各堡兵馬八百五十員名を統率し、舊遊兵營遊擊石應雷・都司守把千總黃舉等の兵馬三百名と共に、硬弓趙欽により監督し、大白陽邊より出口して焚燒し、青邊口に至りて進邊せり。⑥正兵營遊擊郭秉忠、千把鄧承龍等の兵馬三百名を統率し、中路龍門城守備把總李承勲等の兵馬五百名と共に、把牌王國忠・硬弓劉國喜により監督し、龍門邊より出口し、焚燒すること三晝夜、赤城邊の野鷄山門に至りて進邊せり。⑦上北路參將劉永壽、閑任參將杜維棟と共に守防陳上表等・坐營千把郭邦輔等の帶領せる本路各堡の兵馬一千二百員名を統率し、また巡道劉象瑤、中軍董正官の帶領せる戰兵二百名を率い、分防把牌王大純により監督し、獨石北柵口より出邊し、焚燒すること三晝夜、青泉堡邊より進口せり。⑧東協新兵營遊擊徐衛國、鎮守差内哨千總郝効忠・紅旗千把盧應選等と共に、坐營守把秦大賓等の帶領せる本營の兵馬五百名、並びに本城鎮寧・馬營・松樹等堡の守防于廷輔等の帶領せる兵馬一千員名を督同し、馬營・松君・鎮寧等邊より出口し、焚燒すること三晝夜、君子堡邊より進口せり。⑨下北路參將管鳴珂、守

防許諄誠等・坐營杜光胤・火器守備董正誼等の帶領せる本路各堡兵馬一千名、また下東路參將馬明英（とく）と共に坐營千把王宗禹等の帶領せる兵馬五百名を統率し、並びに鎮守差委千總馬璽・同把牌邵宗順により監督し、龍門所邊より出口し、焚燒すること三晝夜、滴水崖邊より進口せり。⑩懷隆道劉嘉遇隸する所の東路參將張國威管する所、永安堡・四海冶・黑汗嶺・周四溝・劉斌堡等處の地は陵寢に近く、舉火に便ならざれば、舊に照らして樵採するを除くの外、惟だ守備李煥・坐營千把張胤等の帶領せる兵馬八百名、南山參將姚化民と協同して坐營把總楊科等の帶領せる兵馬五百名、懷隆道劉嘉遇の率いたる中軍王家裕の帶領せる戦兵二百名を統率し、把牌劉國用により監督し、靖胡堡東河口より出邊し、焚燒すること三晝夜、黄土嶺邊より進口せるのみ。

一、順採せる柴本草束。各路は俱に採りたる柴邊有りて堡に堆積せり、數たるや甚だ多し、惟だ各路の報到るを候つのみ。合に救書（まき）に至るの日を候ちて冊を造りて奏繳すべきものなり。崇禎六年正月二十二日、聖旨を奉じたり、「該部、覈べ議して具奏せよ」とあり。

## 註

1 崇禎五年の北辺情況に關しては、主に陳生璽著『明清易代独見（増訂本）』（上海古籍出版社、二〇〇六年）所収、「明末蒙古各

部の紛争与清（後金）对漠南蒙古的征服」（原載は「南開學報」一九八七年第一期、原題「明代蒙古各部的分合与後金对漠南蒙古的征服」）、及び談遷撰「國權」卷九二（鼎文書局排印本、一九七八年、臺北）、『明通鑑』卷八二〜八三（中華書局排印評点本、一九八〇年）、『明史紀事本末 補遺』卷三、「插漢寇邊」（中華書局排印評点本、一九七七年）に拠つた。

2 「明末北辺の偵察活動—崇禎十四年、大同右衛」（『大阪府立大学紀要（人文・社会科学）』第五十五卷、一〜一七ページ、二〇〇七年）。「明末における塘報の伝達—大同辺外から北京へ」（『大阪府立大学紀要（人文・社会科学）』第五十六卷、一五〜三二ページ、二〇〇八年）。

3 拙稿二〇〇七、一〇ページ上段。同稿一五ページ、註九。

4 旧稿では辞書の解釈を敷衍して、草原における酷暑の草枯れ、或いは旱魃に伴う作物の凶作を指すものか、と註記するにとどめた。それにしても、モンゴル部族と明との恩賞・封貢・互市をめぐる交渉の中で何の意味があったのか、なぜそれが交渉中に言及される必然性があったのか、釈然としなかった。

5 後述のとおり、「焼荒」は、その呼び方の元となる草木の焼き払いだけでなく、燃料備蓄のための、柴本草束の採取も伴った。

6 明代の宣大北辺で活躍した夜不収については、川越泰博著『明

- 代長城の群像』(汲古選書三五、二〇〇三年)、第一章に詳しい。夜不取の活動は、従来から言われてきた斥候にとどまるものではなく、様々な機密任務を担う存在だった。本稿所引史料中には「夜不取(人)」のほか、「通夜」・「丁夜」といった表現が見られるが、総て同類と推される。氏は主に土木の変前後の時期を対象に例証しているが、二世紀近く後の崇禎年間にあつて「焼荒」に携わった彼らも、同様の存在であつたことが、本稿に於いて確認できよう。本稿ではひとまず「工作員」と訳しておく。
- 7 張宗衡から楊嗣昌のいずれかと思われる。ちょうど崇禎七年九月に、張宗衡に替わつて楊嗣昌が宣大総督に着任した。
- 8 陳新甲から各路への行文⑤は、「先に准<sup>ち</sup>けた」宣大総督の咨文③を通過したものであることは明らかであるが、その中に八月四日の勅諭④も含まれていたかどうか、ここでは不明である。送受信の日時が判然としないためである。咨文③は、実質的に、兵部題本①の内容を関係各所に周知するためのものであるが、それはあくまでも「秋が深まるのを待つて『焼荒』をやりたい」という兵部の意向・提案に止まる。崇禎帝の下した決定・命令ではない。帝命が下り、焼荒にゴーサインが出て初めて連絡が周知されたと考える方が自然であろう。本稿ではひとまず、勅諭④とセットで関係各所に連絡したと解しておく。しかし、咨
- 文③が陳新甲のもとへ「転行<sup>てんこう</sup>前來」、そして「隨即<sup>ただち</sup>」に各路へ「転行<sup>てんこう</sup>」したとある記述を重視するならば、勅諭④がまだ宣府巡撫衙門に届いていない可能性も消すことができない。題本①の上奏から勅諭④の発布まで、もし日数がかかつていたらならば、勅諭④は行文⑤に含まれていないと考えるべきかも知れない。
- 9 宣府巡撫陳新甲の前任者は、焦源清(五年十月〜七年八月の任)である。『國權』、『明史』等参照。
- 10 註6参照。
- 11 同前。
- 12 旧稿では、意味不詳としたが、文脈上、「要」字は「腰」の音通であると考えられる。
- 13 「講譬」の語について、旧稿では「嚴論」と同義として解釈した。しかし、「譬」字が「折(摺)」字または「慴」字の音通であるとすれば、恐らく「投降・屈服の交渉」ということになり、文脈上も意味が通る。塘報には、口語文をそのまま記録した箇所や、同音異字とおぼしき表現も多く見受けられる。十年来、建州女直に圧されて西走を余儀なくされてきた察哈爾部などのモンゴル諸族に対し、明側辺境駐留部隊が帰属を促す交渉を持ちかけていたとしても不自然ではない。ひとまず、本稿ではその意味で解釈しなおしておく。ただ、塘報のような一次史料だけ

ではなく、『國權』等の編纂物でも「警」の字が用いられている事例もあるため、意味確定のためにはもう少し事例を集積して考察する必要がある。

### 【附記】

挿図（図一、図二）は『中国歴史地図集 第七冊 元・明時期』（地図出版社、一九八二）をベースに作成した。

本稿執筆に当たり、宣府と大同北辺の長城における辺牆・墩台・堡などに関する前提的知識の多くを、阪倉篤秀著『長城の中国史 中華の遊牧 六千キロの攻防』（講談社選書メチエ 二八九、二〇〇四）中の、特に余子俊・戚繼光に関する記述各所（「プロローグ―長城はなぜ作られたか」、「第三部 明代の長城―点から線へ」、「第四部 明の長城―充実と終焉」）に学んだ。煩を避けて論中には一々注記していないが、多大な恩恵を蒙ったことを最後に記しておきたい。

なお、本稿は平成二〇年度後期、大阪府立大学総合教育研究機構研究奨励費（題目：明末の北辺防衛体制に関する研究）による成果の一部である。